

2026 年度神戸学院大学大学院支給奨学金 募集要項

1. 目的

優秀な資質を有しながら経済的理由により修学が困難な者に対し、学資の支給を行い、教育の機会均等を図ること。

2. 対象

出願資格を全て満たす、本学の大学院生（外国人留学生は除く）

※外国籍で在留資格が留学でない人のうち、本奨学金を希望する場合は奨学金窓口までご相談ください。

3. 支給金額

年額各研究科の学費（授業料および施設設備維持充実費）の 2 分の 1

※年度内に 2 回（6 月末日・10 月末日）に分けて指定口座に振り込みます。

※学費納入（1 回目振込は前期学費、2 回目振込は後期学費）が確認できてから振り込みます。

学費納入確認から振込までに 2~3 週間程度かかるため、納入日によっては振込日が遅れることがあります。

※支給期間は当該年度限りです。

※受給年度中に採用取消または廃止になった場合は、返還義務が生じます。

※採用後に他の給付型奨学金の支援を受ける場合、本奨学金の受給資格を失うため、その支援を受ける期間において支給は行いません。

4. 採用予定者数

5 名程度

5. 出願資格

以下すべての要件を満たしていることを条件とします。

(1) 日本学生支援機構または他の貸与奨学金を受給していること。

※貸与奨学金申込み中の申請可。ただし、本奨学金採用後に貸与奨学金が不採用となる等、貸与していないことが確認できた場合は本奨学金の受給資格を失う。

(2) 他の給付型奨学金を受給していないこと。ただし、神戸学院大学災害給付奨学金は除く。

(3) 日本学生支援機構第二種奨学金の学力基準を満たしており、卒業見込みがある者。

(4) 別表に基づく神戸学院大学認定所得が、300 万円以下であること。

6. 提出期限

4 月 17 日(金) 17:00 まで

※期限経過後の申請は一切受理いたしません。

※提出書類不備等に伴う再提出も上記日程が期限となります。余裕をもって申請してください。

7. 申請方法

Web 申請フォーム(奨学金申請サイト「ガクシー」)にて申請を行っていただきます。

フォーム内の収入を証明する書類をアップロードする項目については、家計支持者(父母等※)に書類を準備していただく必要があります。別添「神戸学院大学大学院支給奨学金の提出書類について」をよく確認し、該当する書類をアップロードしてください。

※両親がいる場合は両親分、父母以外が家計支持者の場合はその方の証明書類を必要とします。

奨学金を受けようとする学生は、出願資格の他に家庭状況や収入について把握しておく必要があります。

提出までに家庭事情をよく確認し、申請後に説明できるようにしてください。

《提出書類(奨学金申請サイト「ガクシー」にて Web 提出)》

①神戸学院大学大学院支給奨学金申請フォーム【全員提出】

★申請はこちらから(<https://gaxi.jp/project/lbDKZRBkqa83Lk7x/application>)

※申請内容に不備や確認事項があった場合は、「ガクシー」登録メールアドレス宛に差し戻しメールを配信しますので、必ずご確認ください。

不備が解消されない場合は、提出済みの書類をもって選考を行うこととなり、各種控除を受けられないなどの不利益が生じる可能性がございます。十分ご注意ください。

②学業成績証明書(原本)【全員提出】

※修士課程、博士後期課程および博士課程の 1 年次生は、それぞれ卒業大学、修了大学院の学業成績証明書を修士課程 2 年次生、博士後期課程 2・3 年次生および博士課程の 2 年次生以上は前年度までの学業成績証明書を提出してください(博士後期課程 2・3 年次生、博士課程 2 年次生以上で現課程の成績が出ない場合は、修士課程の学業成績証明書を提出してください)。

③本人の収入を証明する書類*1(原本)【全員提出】

④家計支持者分^{*2}の所得証明書(原本)【全員提出】

⑤家計支持者分^{*2}の収入を証明する書類^{*1}(源泉徴収票または確定申告書控等)(原本)【全員提出】

⑥その他証明書^{*1}(原本)【該当者のみ】

※1 収入状況および家計によって提出する証明書類が異なります。詳細は別添「[神戸学院大学大学院支給奨学金の提出書類について](#)」にてご確認ください。

※2 家計支持者とは、両親がいるのであれば両親のこと、片親であれば片親のこと。

8. 選考方法

書類選考により、人物・家計状況・受給回数を含む総合的な評価の上で採用者を決定します。

※出願資格を満たしていても、全体の出願状況により採用とされない場合があります。

※支給奨学金を受給する回数が、修業年限の2分の1を超えない者を優先します。

(修士課程は1回まで、博士後期課程および博士課程は2回まで)

9. 採用者発表

6月上旬 ※採用者の発表・採用通知書の交付は、「[ガクシー](#)」登録メールアドレス宛に行います。

10. その他

●届出事項(本人・家計支持者の氏名、住所、その他入力事項)に変更があれば、窓口に届け出てください。

●以下に該当する場合は廃止または停止になります。

・退学もしくは除籍となった場合

・著しく成績が低下し、修得単位数が著しく低い場合

・虚偽の申請をした場合

・その他、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があった場合

(定期試験における不正行為および迷惑駐輪、迷惑駐車、不法駐輪、不法駐車等)

※休学する場合、休学期間の奨学金は支給されません。

※採用後に他の給付型奨学金の支援を受ける場合、本奨学金の受給資格を失うため、その支援を受ける期間の支給は行いません。

【別表】 神戸学院大学大学院支給奨学金認定所得

認定所得の計算方法		
認定所得 = <u>家計支持者の年間の収入および所得金額</u> - <u>控除額(下記①②③④の合計)</u>		
家計支持者の年間の収入および所得金額の算出方法		
給与所得者	源泉徴収票の支払金額	
給与所得以外	確定申告書の所得金額を2倍(総収入金額を上限)	
家計急変(家計支持者の死亡・倒産・病気・災害被害等)にあった場合	年収見込証明書等により算出	
控除項目	控除額	備考
① 就学者控除	68万円/1人	世帯員の中に小学生から大学院生までの就学者がいる世帯(申請者本人を除く)。
② 障がい者控除	99万円/1人	世帯員の中に障がいのある人がいる世帯(申請者本人を含む)。
③ ひとり親控除	99万円	母子または父子家庭である。
④ 下宿控除	賃料全額	賃料(※管理費・共益費等を除く)の年間の実費を対象とする。「下宿(自宅外通学)」を証明する書類は日本学生支援機構に準拠する。
独立生計について		
家計基準は、父母の所得を対象としますが、独立生計の場合は本人および配偶者の所得を対象とします。原則として、父母が健在の場合は、実際に援助を受けていなくても親が就学者の援助をするものと解釈し、父母の所得の合算を基準とします。ただし、父母と別居し、本人および配偶者の収入だけで学費を含めた生活費を継続的にまかない、父母の扶養にならず自分で社会保険料を支払い、独立生計を営んでいる場合は独立生計とします。※学生本人が学費および生活費をまかない自活できる収入を有し、独立生計を希望した場合で、審査の結果、独立生計と認定される場合は、本人(および配偶者)の収入に基づき選考を行う場合があります。		

以上